（削る）

2　センターは、前項に規定する業務を行ったときは、遅滞なく、別記様式第四号の結果報告書により、当該業務の結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

（削る）

（手数料の納付方法）

第六条　法第三条第八項（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）、第五条第四項（法第六条第四項（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）及び第三十四条第六項において準用する場合を含む。）並びに第七条第六項及び第八条第七項（これらの規定を法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定による手数料は、収入印紙で納付しなければならない。

（登録票の交付の経由）

第七条　法第三条第九項（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。第十四条第二項第五号において同じ。）の規定による登録票の交付は、センターを経由して行うものとする。

（地位を承継した者の届出手続）

第八条　法第五条第三項（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）の規定による届出及び登録票の書替交付又は交付の申請は、別記様式第五号による届出及び申請書を提出してしなければならない。

2　（略）

3　法第五条第三項の規定による登録票の書替交付及び登録票の交付は、センターを経由して行うものとする。

2　前項の農薬の見本の調査、分析及び試験は、現に登録を受けている農薬との成分、物理的化学的性状、人畜に対する毒性その他の特性の同一性に関する調査、分析及び試験を含むものとする。

3　センターは、法第二条第三項の規定による検査を行ったときは、遅滞なく、別記様式第二号の二の検査結果報告書により、当該検査の結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

（登録票の交付の経由）

第三条の三　法第二条第三項の規定による登録票の交付は、センターを経由して行うものとする。

（手数料の納付方法）

第四条　法第二条第六項（法第六条の二第四項（法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）及び第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）及び法第五条の二第四項（法第六条第四項（法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）及び第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定による手数料は、収入印紙で納付しなければならない。

（新設）

（地位を承継した者の届出手続）

第四条の二　法第五条の二第三項（法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）の規定による届出及び登録票の書替交付又は交付の申請は、別記様式第二号の三による届出及び申請書を提出してしなければならない。

2　（略）

3　法第五条の二第三項の規定による登録票の書替交付及び登録票の交付は、センターを経由して行うものとする。

（登録票等の備付けの方法）

第九条　法第六条第一項（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定による登録票又はその写しの備付けは、登録票又はその写しを製造場又は事務所において閲覧しやすいようにしてしなければならない。

（登録を受けた者の届出手続等）

第十条　法第六条第二項（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。以下この項及び第六項において同じ。）の規定による届出は、別記様式第六号による届出書を提出してしなければならない。ただし、変更のあった事項が登録票の記載事項に該当する場合における法第六条第二項の規定による届出及び登録票の書替交付の申請は、登録票を添付し、別記様式第七号による届出及び申請書を提出してしなければならない。

2　法第六条第三項（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。第六項において同じ。）の規定による届出及び再交付の申請は、別記様式第八号による再交付申請書を提出してしなければならない。

3　法第六条第五項（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第九号による届出書を提出してしなければならない。

4　法第六条第六項（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第十号による届出書を提出してしなければならない。

5・6　（略）

（変更の登録の申請）

第十一条　法第七条第一項（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　氏名（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所

（登録票等の備付けの方法）

第四条の三　法第六条第一項（法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定による登録票又はその写しの備付けは、登録票又はその写しを製造場又は事務所において閲覧しやすいようにしてしなければならない。

（登録を受けた者の届出手続等）

第五条　法第六条第二項（法第十五条の二第六項において同じ。）の規定による届出は、別記様式第三号による届出書を提出してしなければならない。ただし、変更のあった事項が登録票の記載事項に該当する場合における同項の規定による届出及び登録票の書替交付の申請は、登録票を添付し、別記様式第四号による届出及び申請書を提出してしなければならない。

2　法第六条第三項（法第十五条の二第六項において同じ。）の規定による届出及び再交付の申請は、別記様式第五号による再交付申請書を提出してしなければならない。

3　法第六条第五項（法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第五号の二による届出書を提出してしなければならない。

4　法第六条第六項（法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第五号の三による届出書を提出してしなければならない。

5・6　（略）

（適用病害虫の範囲等の変更の登録の申請）

第六条　法第六条の二第一項（法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。以下この条及び第十六条において同じ。）の農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　氏名（法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所